

【第5号議案】

平成24年2月26日

倉橋部町グリーンファーム監事欠員による選任について（案）

当グリーンファームの組合員であり監事であります中西安兵衛氏から当組合脱退の申し出がありました。

<脱退申請日>

平成23年11月1日

※定款 「(脱退) 第13条 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。」

<脱退日>

平成23年12月末日

<脱退理由>

当グリーンファーム定款 第13条2(1) 組合員たる資格の喪失

上記申し出は、当町グリーンファームの定款からして何ら問題なく受諾した事を、本日当総会においてご報告申し上げます。

なお、中西安兵衛氏は当グリーンファームの監事でありました事から、現監事の任期満了(平成25年2月の総会終了時)まで一名欠員となります。

つきましては、今般当総会で残期間に対して監事一名の選任をお願いいたします。

・ 監事候補者：村地 芳一氏

当グリーンファーム定款

(役員を選任)

第20条 役員は総会で選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。

以上